

# 豊中市市民公益活動推進助成金 (新型コロナ対策緊急支援事業)

## 募集案内

コロナ禍の影響により地域で新たに生じ、拡大するなどした課題について、緊急に対応するために、市民公益活動団体がノウハウやつながりを生かして事業を行うことに対し、より効果的に事業を実施できるよう緊急対応として助成を行い支援するものです。

本助成金は、「とよなか新型コロナウイルス対策基金」を原資としています。

### 募集・申込スケジュール

- 申込受付期間 令和3年(2021年)9月27日(月)～10月20日(水)  
※募集説明会の開催(オンラインで実施)  
10月5日(火)・10月12日(火) いずれも午後2時～午後3時
- 交付決定 11月中旬(予定)

### 目次

	(ページ)		(ページ)
1. 助成対象団体	1	6. 申込方法	3
2. 助成対象事業	1	7. 審査	4
3. 助成対象経費	2	8. 助成の決定と通知	4
4. 助成限度額等	3	9. 助成決定後	5
5. 申込みに必要な書類等	3	■ Q&A	6

## 1. 助成対象団体

市民公益活動団体(以下に記載の条件をすべて満たしている必要があります。)

なお、「新型コロナ対策緊急支援事業」においては、過去に初動支援コース・自主事業コースでの助成上限回数に達している団体も対象となります。

- ①豊中市内に事務所がある団体であること、または、豊中市内で活動を行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- ②申し込もうとする事業について、豊中市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。
- ③行政が事務局に参加していない団体であること。
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑤「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。

### 「市民公益活動」とは？

市民公益活動とは、自発的・自主的に行われる活動であって、市民その他の不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。

ただし、次の活動は除きます。

- ・営利を目的とするもの
- ・宗教の教義を広めたり、信者を育成したりすることなどを主な目的とするもの
- ・政治上の主義を支持したり、これに反対したりすることなどを主な目的とするもの
- ・特定の公職の候補者や、公職にある人または政党を支持したり、これらに反対したりすることを目的とするもの

## 2. 助成対象事業

コロナ禍に対応して市民公益活動団体が行う事業を対象とします。

団体が既に行っている取組みを発展させた事業や、実績を踏まえて新たに着手する事業等、新たな手段や手法により、創意工夫することで、より効果的に実施されるものを想定しています。(令和3年度(2021年度)の初動支援コース・自主事業コース、新型コロナ対策支援事業助成金の交付決定団体であっても、別事業であれば申込可能です。)

### 【対象事業の例】

- ・従前から地域課題への対応として実施していた、居場所づくり事業において、コロナ禍で影響を受け困難な状況となった人等へ対応するためのアレンジを加えて実施する事業
- ・新型コロナの影響で様々な体験の機会が減った子どもや学生に、それに替わる機会を提供するため、団体の持つノウハウやつながりを活用して行う事業

### 3. 助成対象経費

#### (1) 助成対象となる経費

令和3年度内(令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)3月31日まで)に、事業を実施するために直接要した経費が対象です。

なお、例外として、会場を予約するために前払いした使用料については、令和3年(2021年)10月1日より前のものも対象とします。

団体の運営にかかわる経費は対象外です。

#### (2) 費目及び経費の種類

表の費目を参考に、予算書に費目と経費(内訳等)を記載してください。

費目	内 容 例
諸謝金	講師や専門家等への謝礼金、調査・研究等に係る報償費など
旅費	交通費、通行料金、宿泊費など
消耗品費	文房具や書籍等消耗品、材料費など
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書などの印刷および製本費など
通信費	郵送料、宅配料など
保険料	ボランティア保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料など
備品費	機材の購入費など
その他の経費	その他事業に必要と認める経費

#### 注意点

・交付決定後の費目等の追加は原則として認められません。また、交付決定金額が助成の上限となります。(助成金額の増額は認められません。)

・事業実施において支出する経費でも、会員同士の打ち合わせの飲食代等、助成対象外となるものがあります。

#### 【対象にならない経費の例】

- ・団体の事務所などを運営するための経費(例)事務所の家賃・光熱水費など
- ・団体の活動などを運営するための経費(例)名刺代、会員への会報、電話代、団体の総会にかかる経費など
- ・団体の会員による会合のための飲食費(例)会員同士の打合せ時の飲食代など

#### 4. 助成限度額等

助成金額 上限 25 万円

助成割合 助成対象経費の 4 分の 3(千円未満切り捨て)

申込みできる事業数は、1 団体につき 1 事業に限ります。

#### 5. 申込みに必要な書類等

(1)に記載の書類は必ず提出してください。(様式が定まっているものについては、今回の制度に対応した様式をお使いください。)(2)に記載の書類は、作成されている場合にご提出ください。

##### (1)必ず提出いただくもの

様式が決まっているもの	
1	市民公益活動推進助成金 交付申込書 (様式第 1 号)
2	市民公益活動推進助成金 交付申込事業計画書 (様式第 2 号) ※年間計画書については参考様式あり。
3	市民公益活動推進助成金 交付申込事業予算書 (様式第 3 号)
4	誓約書 (様式第 4 号)
様式が決まっていないもの	
5	定款または会則等
6	役員名簿 (役職名・お名前・ご住所) ※住所は市区町村まで可
7	令和 3 年度 (2021 年度) の団体の予算書 (助成を申し込む事業のほかに、別の事業を行う場合)

##### (2)作成されている場合に提出いただくもの

1	前年度事業報告書・決算書 ※令和 2 年度 (2020 年度) のものが無い場合は令和元年度 (2019 年度) のもの
2	会報、活動の写真など日頃の活動内容がわかるもの (A 4 で 2 枚まで・両面可) ※申込団体が著作権を有していない資料や広報物は不可

#### 6. 申込方法

- ・ 持参、郵送、メールのいずれかで申し込みできます。
- ・ 申込書の書き方など不明な点があれば、下記問合せ先までご相談ください。
- ・ 申込内容等についてコミュニティ政策課から確認させていただくことがありますので、できるだけお早めにお申し込みください。

受付期間：令和 3 年 (2021 年) 9 月 27 日 (月) ~

令和 3 年 (2021 年) 10 月 20 日 (水) 17:00 まで (持参・郵送・メールとも必着)

受付場所及び問合せ先：豊中市市民協働部コミュニティ政策課

## 7. 審査

### (1)審査の流れ

申込書類に基づいて審査します。(合計が 15 点以上で高得点のものから予算の範囲内で採択します。)

### (2)実施方法

審査は、豊中市市民公益活動推進委員会(助成金審査部会)が審査基準に基づいて行います。

### (3)審査基準

	観点	概要	点数配分 (30 点満点)
1	必要性・緊急性	コロナ禍において対応が必要とされていて、効果があらわれる取組みであるか。	14 点
2	公益性・地域貢献性	会員相互の親睦・交流や趣味にとどまらず、地域住民等への効果として公益性の高いものか。また、地域の課題解決のために、十分工夫された内容となっているか。	6 点
3	実現可能性	計画どおりに実施することができるか。	6 点
4	公開性	事業の担い手や賛同者を増やすことや、他の団体等への波及効果の観点から、活動目的や事業内容などの情報を積極的に公開し、広く地域社会に伝えていこうとしているか。	4 点

## 8. 助成の決定と通知

- ・ 審査結果をふまえ、助成金の交付、不交付を決定し、申込団体に文書でお知らせします(令和 3 年(2021 年)11 月中旬を予定)。交付決定の場合は、あわせて交付金額もお知らせします。(助成金の支払いは、原則として事業完了後となります。)
- ・ 助成金の交付にあたり、市から条件を示す場合があります。

### ※概算払いについて

団体は、助成事業の完了前に、市に助成金の前払いを請求することができます。市は、団体が助成事業に着手しており、前払いの必要があると判断したときは、原則として交付決定額の全額を前払いします。なお、事業完了後、実績報告に基づいて市が審査を行い、交付金額を確定しますので、前払いした金額が確定金額を超えている場合は、団体はその超過分を市に返納しなければなりません。

## 9. 助成決定後

助成決定後の必要事項や、実績報告で提出が必要な書類等については、決定後に詳細を連絡します。なお、主な内容については次のとおりです。

- ・ **帳簿や領収書等の保管について**・・・団体は、助成事業にかかわる支払い等を発生順に記録した帳簿(出納簿)や領収書、レシート等を保管してください(出納簿や領収書等は実績報告時に提出していただきます)。
- ・ **市からの実施状況の確認等について**・・・市は、助成事業が終了するまでの間に少なくとも 1 回、助成事業の実施状況の確認を兼ねて、取材等をさせていただきます。また、市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、団体に対して助言や点検(検査)をさせていただくことがあります。
- ・ **事業計画の変更について**・・・助成金の交付決定後に、事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、必ず変更する前に市にご相談ください。(連絡無く変更された場合、助成金のお支払いができなくなる場合があります。)
- ・ **報告書類の提出について**・・・団体は、助成事業の完了後 30 日以内に、必ず市に報告書類をご提出ください(通年で事業を実施している団体は、令和 4 年(2022 年)4 月 11 日(月)までにご提出ください)。市は、報告書類の審査終了後、助成金額を確定し、団体に文書でお知らせします。団体は、助成金額の確定通知書を受けた後に、市に助成金の交付を請求します。
- ・ **情報公開について**・・・市は、助成の申込団体と事業の概要を、市ホームページ等で公開します。また、市は、申込書類などの助成に関する書類を、市民のみなさんが閲覧できるようにします。助成を受けた団体も、助成に関する書類を公開することが豊中市市民公益活動推進条例で義務付けられています。

## 申込みに関する Q&A

- Q1 令和3年度に、市民公益活動推進助成金あるいは新型コロナ対策支援事業助成金の交付決定を受けて活動をしています。コロナ禍の深刻化により、実施している事業の実施回数を増やしたいと思っています。その場合、今回の募集の対象となるでしょうか？
- A1 原則として、既に交付決定を受けて実施している事業とは別内容の事業を対象としています。ご不明な場合は、コミュニティ政策課までお問い合わせください。
- Q2 助成対象期間は「令和3年10月1日以降かつ年度内」と規定されていますが、10月1日以降かつ助成交付決定より前に実施した事業に係る経費も対象となるでしょうか。
- A2 対象となります。

助成金の申込みについては、下記まで、ご遠慮なく、お問い合わせ、ご相談ください。

●豊中市市民協働部コミュニティ政策課

(〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5階)

電話 06-6858-2041 ファクス 06-6846-6003 電子メール [npo@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:npo@city.toyonaka.osaka.jp)  
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp>

●豊中市市民活動情報サロン

豊中市市民活動情報サロン (豊中市本町 1-1-1 阪急豊中駅北改札口出てすぐ)

電話 06-6152-2212 ファクス 06-6152-2213 電子メール [toyonakasalon@jcom.zaq.ne.jp](mailto:toyonakasalon@jcom.zaq.ne.jp)  
Facebook【豊中市市民活動情報サロンで検索】

市民活動情報サロンでは、市民公益活動全般に関する相談をお受けしています。

※ 助成金申込書類のご提出は、市民活動情報サロンでは受付できません。必ずコミュニティ政策課 (豊中市役所第一庁舎 5階) へお申し込みください。

豊中市市民協働部コミュニティ政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（市役所第一庁舎 5階）

電話 06-6858-2041／ファクス 06-6846-6003

電子メール [npo@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:npo@city.toyonaka.osaka.jp)

ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>